

令和6年(行ウ)第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人 T a n s a

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

証拠申出書補充書（被告意見書に対する反論）

2026年5月7日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告訴訟代理人弁護士 喜 田 村 洋 一

同 二 関 辰 郎

同 高 橋 涼 子

同 小 野 高 広

同 西 村 友 希

第1 はじめに

原告が2026（令和8）年3月17日付けで提出した証拠申出書（以下「証拠申出書」という）に対し、被告は同年4月17日付けで証拠申出に対する意見書（以下「被告意見書」という）を提出した。被告意見書は、原告が証拠申出をした各証人及び原告代表者本人のいずれについても尋問の必要性がないと述べるものである。

本書面において原告は、各処分行政庁に所属していた3名の証人（後記第2）、内閣法制局に所属していた1名の証人（後記第3）及び原告代表者本人（後記第4）のそれぞれについて、被告意見書が誤っており、いずれについても尋問の必要性があることを論じる。

第2 各処分行政庁に所属していた3名の証人に対して尋問を行う必要性

各処分行政庁に所属していた3名の証人に関する被告主張の根拠は、要するに、被告が提出したそれらの者による報告書（乙7～9）があるのでそれで足り、証人尋問の必要はないとするものである。

しかし、次に述べるとおり、この被告主張は訴訟当事者による反対尋問権を無視ないし軽視するもので、到底とりえない。

1 反対尋問権の重要性に関する一般論

民事訴訟における証拠調べは、当事者双方が直接関与し、争点について反対尋問を行うことを通じて事実を認定する仕組みを基本としている（直接主義、交互尋問。民事訴訟法249条、202条）。代表的な学説では、「交互尋問による証人尋問が効率的に行われ、証拠資料の充実がもたらされるためには、相手方当事者の反対尋問権が実質的に保障されることが不可欠である」（伊藤眞『民事訴訟法 第8版』（有斐閣2023年）441頁）との指摘、あるいは陳述書との関連において、「自由心証主義の観点

からは、主尋問代替目的の陳述書については、相手方の反対尋問権を保障することを前提として証拠能力を『認めることを原則とすべきであるという見解』（条解2版1376頁（竹下）、第二東京弁護士会民事訴訟改善研究委員会「陳述書に関する提言」判タ1181号31頁〔2005年〕）がみられる。主尋問代替目的の陳述書については、重要な事実については反対尋問権を十分確保し、精密な尋問をする運用で対応すべきである（新堂640頁、伊藤420頁、中野ほか・新講義346頁〔春日〕）。… 実務上、重要な争点事実について記載した陳述書の作成者が人証採用に至らず、反対尋問権が保障されないことは稀であり、このような陳述書のみにより重要な争点事実を認定することはしないのが通常である。裁判官が、陳述書を重要な争点事実を認定する証拠資料としたいと考える場合には、陳述書作成者について人証申出があればこれを採用して反対尋問権を保障するような運用が相当であろう。」（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法V〔第2版〕』（日本評論社2022年）103頁、傍点は原告代理人）、「争点となっている事実について一方当事者によって作成された書面（例えば、何年も前の過去の争いとなっている事実について同当事者に有利な内容を記載した同当事者作成の報告書、証明書、陳述書）の作成時期が、当該訴訟の開始後であるようなときには、少なくとも反対尋問にもさらされないままでは、そうした書面の実質的証拠力は、一般的には低いものというほかはない。」（伊藤滋夫『事実認定の基礎 裁判官による事実判断の構造 改訂版』（有斐閣2020年）36頁）などと指摘されている。

このように、学説は、揃って反対尋問権の重要性を指摘しており、反対尋問権の保障を欠いた陳述書による事実認定に否定的である。

2 本件に即した検討

上記 1 で述べたとおり、反対尋問権の重要性に照らし、報告書(陳述書)によって証人尋問に代替することは、基本的に許されない。さらに、本件においては、反対尋問の必要性を基礎づける事情として、次の点を指摘することができる。

(1) 各自の記憶のみに基づく作成に疑念をもたせる体裁であること

西澤元参事官ら 3 名の報告書(乙 7～9)の作成(2025(令和 7)年 9 月 11 日～17 日に作成されたとされる。)に先立ち、裁判所からは、お互い協議などせずに各自の記憶で作成するよう指示があった。それにもかかわらず、各報告書は、たとえば、「はじめに」において構成・文体・表現が画一的であり、固有名詞のみ差し替えれば相互にほぼ置換可能なほどに類似ないし一致している¹。このような体裁自体、各作成者が各自の記憶のみに基づいて作成されたことを疑わせる事情であり、反対尋問の必要性を強く基礎づける。

(2) いずれの報告書にも葬儀形式文書への言及がないこと

いずれの報告書も、葬儀形式文書(甲 35)(2025 年 12 月 22 日に証拠として提出された。)に一切言及していない。

このことから言えることとして、第 1 に、被告は「内閣法制局は甲 35 文書の作成につき、何ら『指導・関与』していない」と主張書面で述べるものの(準備書面(4)11 頁、同旨、準備書面(5)2 頁)、その裏付けとなりうる証拠を被告は何ら提出していないということである。したがって、この被告主張の真偽を判断するために、証人尋問を実施する必要

¹ この類似性ないし同一性は、内閣官房の職員であった乙 7 と乙 8 の間、内閣府の職員であった乙 9 と乙 10 の間にそれぞれ存し、各人が独立に記憶を述べたものとは到底認めがたい。

がある。

第2に、葬儀形式文書（甲35）が本件対象文書に該当することは明らかであると原告は主張しているが²、被告はこの点を争っている。その論拠として、被告は、「そもそも甲35文書が本件各開示請求に係る対象文書（本件各文書）に当たるかどうかは、開示請求書の記載内容や甲35文書から客観的に決められるべきものであ[る]」と主張している（被告意見書3頁）。

しかし、原告が求める「開示請求書の記載内容」には「内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」という表現が含まれているのであるから、対象文書の確定のためには、どのような「やりとり」があったのかを事実として認定する必要がある。そして、これを認定するためには「やりとり」に関与した当事者の尋問が不可欠であるから³、被告が争っている葬儀形式文書（甲35）の本件対象文書該当性を判断するために、証人尋問を実施する必要がある。

第3に、葬儀形式文書（甲35）は、前述のとおり本件対象文書に該当するが、それにとどまらず、葬儀形式文書は、本件対象文書に該当する他の文書の存在も推認させるものである（原告第2準備書面5～8頁）。しかし、被告は、「他の文書の存在を推認させる」とする原告主張を争っており（被告準備書面(4)10～11頁）、それら文書の存否も本件訴訟では争点になっている。この点に関連して被告は、「本件各文書について、内閣官房及び内閣府において作成又は取得していないか、作成又は取得したことがあるものがあつたとしても、使用目的終了後、遅滞なく廃棄

² 葬儀形式文書（甲35）の本件対象文書該当性については、原告が2026年4月24日付けで提出した第4準備書面で論じたとおりである。

³ したがって、被告の上記主張からは、被告主張のように「証人尋問をする必要は全くない」との結論を導くことはできないのであり、この点で被告主張は論理的に誤りである。

している」と述べ（同 11 頁）、原告が存在を主張する文書については、物理的不存在に属する 2 類型（原告第 1 準備書面 4～9 頁参照）のうち、いずれの類型に属するのかすら曖昧なままにしている。

したがって、原告第 1 準備書面で指摘した平成 26（2014）年最判の示した考慮要素、すなわち、「当該行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯や上記決定時までの期間、その保管の体制や状況等」、あるいは、同じく同準備書面で指摘した東京地裁 2022 年 12 月 20 日判決が示した考慮要素、すなわち、「当該行政文書の内容や性質、その作成経緯又は作成していない理由等に不合理な点がないかを検討」する等の目的のため、葬儀形式文書を手がかりとして、同文書の作成等に関与した証人に対して尋問を実施する必要がある⁴。

（３）「記憶にない」という趣旨の記載を多く含むこと

各報告書には、「記憶にない」という趣旨の記載が多数存在している（以下で報告書の作成者ごとに個別に例を指摘する。）。報告書の作成者に本当に記憶がないのか、記憶があるとされる記載との関係等を、直接主義の下、尋問によって記憶喚起を試みるなどして、検証する必要がある。

西澤元内閣官房内閣総務官室内閣参事官（乙 7）

西澤元参事官は、2022 年 7 月 12 日に内閣法制局訪問時の協議内

⁴ 平成 26 年最判や 2022 年東京地裁の示した要素では、存否が問題となっている「当該行政文書」それ自体について、その内容や性質等が考慮要素とされている。本件では、葬儀形式文書（甲 35）自体の物理的存在は明らかなため、同文書に関連した他の文書の物理的存在の有無が争点となっている。この点、原告が原告第 2 準備書面 7 頁で論じたとおり、「『将来に関する記載』も『喪に関する記載』も、その重要性に照らせば、内閣法制局と内閣官房・内閣府との間のやり取りのすべてが口頭で行われたとは到底考えられず、互いの認識を確認するために文書（メール等を含む。）が使われたはずであるし、内閣官房・内閣府の部内あるいは上級者への報告等においても、内閣法制局の意見等を記載して上級者の見解を求める等したはずである」。これらの観点を踏まえて、当時の関係者に尋問をする必要がある。

容について、「その時のやりとりの内容や所要時間は記憶にありません」と述べる（２頁）。同月１４日に乗越元参事官から受けた回答についても、「具体的な言葉は記憶にありません」とし（２頁）、内閣法制局への修正後の案段階文書のメール送付に関しても、「誰から誰宛てであり、また、ccに誰が入っていたかは記憶していません」と述べる（２頁）。さらに、案段階文書の廃棄時期についても、「具体的な日付は記憶していません」と述べる（３頁）。

御厩敷元内閣官房内閣総務官室企画官（乙８）

御厩敷元企画官は、２０２２年７月１２日の内閣法制局訪問時のやりとりについて、「具体的なやりとりについては記憶にはありません」とし（２頁）、その後内閣法制局から受けた連絡に関しても、「具体的な日時、回数は記憶にありません」と述べる（２頁）。案段階文書の修正について、「他の修正内容の具体的な内容までは記憶にありません」とする（２頁）。加えて、案段階文書及びそれに関連するメールの廃棄時期についても、いずれも「具体的な日付は記憶していません」と述べる（３頁）。

中嶋元内閣府大臣官房総務課長（乙９）

中嶋元総務課長は、内閣官房から内閣府に共有された案段階文書が自身に届いた経緯について、「記憶が定かではありません」とし（１頁）、また、内閣法制局による了解後に甲９文書をどのように入手したかについても、「記憶が定かではありません」と述べる（２頁）。さらに、案段階文書の廃棄時期についても、「いつ廃棄したかについては具体的に記憶していません」と述べる（２頁）。

(4) 原告は必要不可欠な証人に絞り込んで証拠申出をしていること

本件に関連して内閣法制局に相談に行った人物は、内閣官房と内閣府からそれぞれ2名ずつであることが判明している。前述のとおり、「開示請求書の記載内容」に照らし、本件では、内閣法制局との間でどのような「やりとり」があったのか、を認定する必要がある。その観点からは、相談にいった4名全員の証人尋問を実施し、それぞれの証言を突き合わせる作業が重要な意味を持つ。しかし、効率的な集中証拠調べに資する観点から、原告は、これら4名全員の証拠調べを請求することは控え、証拠調べの対象を特に必要不可欠な証人に絞り込んでいる。すなわち、これまでの被告主張ないし提出された報告書から、内閣法制局への相談にあたっては、内閣官房が主導的な役割を果たしていることが窺われるため、案段階文書の起案の中心を担った御厩敷元企画官と、内閣法制局からの回答の電話を受け取った西澤元参事官は双方不可欠と判断した。また、内閣官房とは独立した処分行政庁である内閣府から相談に行った者の証人尋問も不可欠であるが、その2名両名とはせず、責任者であった中嶋元総務課長に限定したのである。

また、本件情報公開請求後に、被告がどのように文書の探索を行ったかという点も事実関係として重要であるが、効率的な集中証拠調べに資する観点から、報告書(乙16)を作成した元内閣府大臣官房故安倍晋三国葬儀事務局参事官の証拠申出も(少なくとも現時点では)控えている。

このように、原告は、重要な証人にそもそもの証拠申出を絞っているものであり、いずれの証人の尋問も実施が必要不可欠である。

第3 内閣法制局に所属していた1名の証人に対して尋問する必要性

内閣法制局に当時所属していた乗越元参事官について尋問の必要性が

ないとする被告主張の根拠は、本件請求文書を各処分行政庁が保有していたか否かは、内閣法制局職員を尋問することで明らかにはならないという点にある。

しかし、以下に述べるとおり、この被告主張は採りえない。

(1) 「やりとり」した相手方当事者であって2名中1名に絞り込んでいる

乗越元参事官は、国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定を根拠として行うことについて、2022年7月12日～14日に西澤元参事官らとやりとりをした当事者であり、西澤元参事官らと同様に、乗越元参事官に対する尋問は、原告の主張立証にあたって必要不可欠である。

なお、応接録（甲5）によれば、内閣法制局側の担当者としては、乗越元参事官のほか、森下参事官補も会議の場に参加している。時間が許せば、より多くの関係者の証言を突き合わせることは有益であるが、効率的な集中証拠調べに資する観点から、原告は証拠申出の対象を、責任者である乗越元参事官に絞り込んでいる。

(2) 被告主張は当たらないこと

被告は、「原告証拠申出書に記載のある尋問事項を見ても、その尋問事項は、いずれも内閣官房及び内閣府の保有状況に係るものではないし、むしろ、『内閣法制局の内部で検討したか』、『内閣法制局で共有したか』、『内閣法制局は関与しているか、している場合にはその内容』...などと、およそ争点との関連性が明らかではないものが多数にのぼる」と主張する（被告意見書3～4頁）。

しかし、乗越元参事官に対する尋問事項は、いずれも、証拠申出書の「立証の趣旨」欄に記載したとおり、「2022（令和4）年7月12日から同月14日までに、内閣官房及び内閣府から寄せられた国葬儀につ

いての具体的照会・相談内容及びこれに対し、内閣法制局から修正意見を含む応答を行った事実」を立証するために関連性・必要性がある。法律の専門家集団である内閣法制局が、各処分行政庁からの相談をどのように受け止め、内部的に検討し、そのうえで検討結果を各処分行政庁に伝えたのか。それらの点を把握することで、その専門性や詳細さの程度などに照らし、それを伝達された各処分行政庁側において、伝達内容を書面化したはずであるか否かといった点を検討することができるのであって、そのために重要な意味を持つからである。

(3) 乗越元参事官については報告書も提出されていないこと

前記第2で検討したとおり、各処分行政庁に所属した3名について尋問の必要性がないとする被告主張の拠り所は、各人の報告書が提出されているから、という点にあった⁵。

しかし、乗越元参事官については、同人作成による報告書は一切提出されていない。被告は、「原告が述べる上記立証趣旨を踏まえても、西澤元参事官ら3名及び内閣府大臣官房の職員の各報告書（乙7ないし乙10、乙14及び乙16）を取り調べれば十分」と主張するが（被告意見書4頁）、第三者の報告書が存在するから、その作成者とは別人の尋問まで不要とする被告見解は、直接主義・口頭主義に照らし、きわめて乱暴な主張と言わざるをえない。

第4 原告本人に対して尋問を行う必要があること

1 被告の主張

被告は、「本件各開示請求による請求文書の特定は、各開示請求書の記

⁵ ただし、被告のこの主張が当たらないことは、本書面第2で論じたとおりである。

載内容から客観的に決められるべきものであって、原告代表者の陳述によって決まるものではない。また、原告が立証趣旨とする『損害』についても、特定非営利活動法人である原告の権利又は法的利益が侵害されたかどうかという法的評価であって、原告代表者の陳述によって左右されるものでもなく、原告代表者の尋問を実施する必要はない」と主張する（被告意見書4頁）。

2 被告主張の誤り

「本件各開示請求による請求文書の特定は、各開示請求書の記載内容から客観的に決められるべきものであって、原告代表者の陳述によって決まるものではない」とする被告主張は、その部分だけを取り出せば誤りとは言えないが、原告の主張を正解しないものである。証拠申出書4頁「尋問の必要性」に記載したとおり、原告が原告代表者によって立証しようとしているのは、文書の特定それ自体ではなく、「開示請求の対象文書を特定した根拠・経緯」である。同頁「立証の趣旨」の記載も「請求文書の特定」ではなく、「請求文書の特定等原告の主張事実」であり（傍点は原告代理人）、被告は殊更にこの傍点部分を無視して立論している⁶。ここに記載した「主張事実」には、原告が開示請求をした文書が存在し、被告が保有していたはずであるという原告主張も含んでおり、官庁取材の経験が長い原告代表者の尋問は、この点に関連しても重要な意義を有する。

また被告は、「損害」について「特定非営利活動法人である原告の権利又は法的利益が侵害されたかどうかという法的評価であって、原告代表者

⁶ なお原告は、本件開示請求にあたって「請求する行政文書の名称等」欄の欄外に、「※ 文書特定のための面談での相談をお願いします」と記載している（甲10、甲11）。この記載に基づく対応の有無などは開示請求文書の特定に影響する事情であり、その点についても原告代表者本人を尋問する意義がある。

の陳述によって左右されるものでもなく、原告代表者の尋問を実施する必要はない」と主張する。

しかし、損害が法的評価であるから被害者の尋問は不要であるとされるのであれば、損害賠償請求事件で当事者の尋問はすべて必要なしとされることになる。損害が最終的には法的評価であるとしても、その評価の前提となる事実、すなわち、各処分行政庁の違法な行為によりどのように原告による報道が妨げられ、業務の停滞等を生じさせられたかについては、原告代表者がもっとも的確に証言することができる。

なお、本件訴訟のこれまでの手続において、事実上確保している尋問期日があるが、そのうち証人の予定等との関係で生じうる空き時間等に柔軟に対応できるよう、原告代表者はそれらの日程をすべて出廷可能日時として確保している。したがって、本件訴訟において、原告代表者の尋問を実施するために余計な期日を費やすことはないのであり、訴訟経済の観点からも、原告代表者本人の尋問を否定する理由はない。

第5 結語

以上のとおり、原告証拠申出書に係る証拠の申出をいずれも採用すべきである。

以 上